

鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会
令和元年（2019年）11月1日

鎌倉市長 松尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会
会長 安 富 潔

鎌倉市長の所管に係る個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

鎌倉市個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づき、令和元年10月30日付け鎌消本指第572号をもって諮問のありましたオンライン結合による個人情報の処理につきましては、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

つきましては、この条例による個人情報保護制度の趣旨に沿って、個人の権利及び利益を侵害することのないよう実施機関において十分に配慮されるよう要望します。

取扱いに係る個人情報の性質に照らし、オンライン結合による個人情報の提供にあたっては、瞬時かつ大量に個人情報を取扱うことが可能になるため、情報の安全性など適正な取扱いの確保に努め、個人情報の保護と鎌倉市情報セキュリティポリシー（平成23年6月8日全部改定、平成31年4月18日最終改定）に配慮してより一層慎重な対応に心がけることを求めます。

鎌倉市個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づく諮問事案

番号	業務名	業務の概要	業務主管課名	導入年度
1	NET119緊急通報システム事務	聴覚又は音声、言語に障害がある方、又は何らかの理由により119番通報が困難な方が円滑に消防への通報を行えるようにするシステムで、スマートフォン等から通報用webサイトにアクセスし管轄の消防本部に通報する仕組みを構築するもの。	指令情報課	令和元年度